

行政監査結果報告書

第1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

第2 監査のテーマ

備品の管理と有効活用について

第3 監査の目的

別海町財務会計規則第217条以降に規定されている物品及び備品の現況について把握するとともに、それらが適正に管理運用され、かつ有効に活用されているかを調査、検証し、物品管理事務の適正な執行に資することを目的とする。

第4 監査の対象部課

総務部 総務課、財政課
福祉部 町民課
産業振興部 農政課
建設水道部 管理課
教育委員会 学務課

第5 監査の期間

平成25年9月19日から平成25年9月24日までのうち2日間

第6 監査の着眼点

- (1) 備品台帳と現物との整合性はとれているのか。
 - ア、備品台帳は整備されているか。
 - イ、備品は現存しているか。
 - ウ、備品ラベルは貼付されているか。
 - エ、保管方法、場所は適切か。
 - オ、寄附等により取得した備品は、適正な手続きを行っているか。
 - カ、管理換え手続きは、速やかに行っているか。
 - キ、備品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。
- (2) 目的に沿った備品の有効活用が図られているか。
 - ア、破損し修理していない備品はないか。
 - イ、使用していない備品はないか。
 - ウ、貸付備品は「規則」に沿った手続きにより有効活用が図られているか。
- (3) 不用決定した備品の処分は適正に行われているか。
 - ア、不用決定後の売却処分は適正に行われているか。
 - イ、不用決定後の廃棄処分は適正に行われているか。

第7 監査の実施方法

管理・活用状況を把握するため、あらかじめ監査事務局が総務部財政課から取得した備品一覧表（概略）を基に作成した調査票により対象部課へ出向き、備品の照合を行うとともに関係書類等の確認を行い、対象部課から説明を聴取した。

第8 備品の抽出方法

物品は、別海町財務会計規則第217条により、機械器具、備品、消耗品、原材料、生産品、動物の5種類に区分されており、備品については、「比較的長期間（概ね3年以上程度）継続して使用保存ができ、1品の取得価格が1万円以上のもの」と定義されている。本監査では、対象部課に備えてある備品台帳に登録されているものの中からその一部を抽出した備品を監査（抜き取りチェック）対象とした。

第9 監査の結果

備品の管理及び有効活用に関する事務について、概ね適正に執行されていることが認められたが、一部、次のとおり改善又は検討を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

1. 財務会計規則における物品分類基準表の見直しなどについて

現在の別海町財務会計規則は、平成5年3月に全部改正後、一部改正が何度か行われ今日に至っておりますが、備品に関する物品分類基準表については、時代とともに新しい用途の物品（備品）によって物品分類基準が合わなくなっている項目があるので、財務会計規則（分類基準）の見直し、又は、財務会計規則に定めるもののほか、別に備品管理規程を作成し、より備品管理事務の適正かつ効率的な実施を図るようにされたい。

また、当該規則において機械器具に係る機械器具台帳の備え記録すべき規定が無いが備品同様台帳の整備規定を設け機械器具管理事務の適正かつ効率的な実施を図るようにされたい。

2. 備品台帳と現物との整合性について

備品台帳に登録されていないもの（例えば、慶弔旗、絵画、貸付備品＝消防、廃棄物、農業特殊自動車など）があるので、備品台帳の整備や備品の点検を実施されたい。

3. 機械器具及び備品に付する備品管理票について

財務会計規則第218条により、機械器具及び備品には、備品管理票を付さなければならないことになっているが、備品管理票を付さないもの（特殊自動車など）や備品に貼付けられている備品管理票の文字が見えないものがあるので、備品管理票の材質などの変更や規則に準じた備品管理票を付されたい。

4. 機械器具及び備品に係る町全体の所有状況把握について

町が保有管理する機械器具及び備品について、その保有する総数量（総件数）、総資産額（総取得金額）等が整理されていないので整備されたい。